

## <書評> *Sicily and the Mediterranean in the Middle Ages*

by Takayama, Hiroshi. Routledge, 2019. 414 Pages. ISBN(Hardback): 9781138496194

内川 勇太・森本 光・田野崎 アンドレーア 嵐・望月 滯・佐野 大起

高山博教授の著作 *Sicily and the Mediterranean in the Middle Ages* の刊行に際し、2020年12月15日、東京大学西洋史学研究室の主催で本書のオンライン合評会が行われた。3部構成および補遺で構成されるこの研究書に対し、内川勇太主導の下、森本光・田野崎アンドレーア嵐・望月滯・佐野大起が各部に対する報告をおこなった。今回『クリオ』は高山教授の退職を記念して合評会の報告をもとに、上記の5名による書評を掲載する。

### はじめに (内川勇太)

今年東京大学を退職された高山博教授はその40年以上にわたる研究生生活を通じて、日本の西洋中世史研究を国際的な水準に引き上げた立役者の一人である。その研究姿勢、そしてその学界への貢献は1993年に刊行されたノルマン期シチリア王国行政制度史研究の金字塔 *The Administration of the Norman Kingdom of Sicily* と2019年に刊行された本論集 *Sicily and the Mediterranean in the Middle Ages* に象徴されている。それは欧米語による研究成果の公表である。高山がエール大学博士課程に入学した1980年代当時、日本の西洋中世史研究は国際的には評価以前にほとんど認知されてすらいなかった。それは日本人研究者が日本語でしか研究成果を発信していなかったからである。留学を通じてそうした状況を打開する必要性を誰よりも感じたであろう高山による1993年の著作は、日本人西洋中世史研究者が国際的な議論に参画できることを示しただけに留まらない。当時主流であった学説を塗り替えて現在に至るまで定説として受容されたことは、日本人であっても研究史の中に足跡を残し得ることを証明し、後続に与えた影響は計り知れないだろう。30代半ばの若さでこうした偉業を成し遂げただけでもその功績に異論の余地はない。実際それ以降、西洋中世史でも研究の国際化が進展し、日本からも多くの留学生や海外博士号取得者が現れ、欧米語による研究成果の公表や海外研究者との交流も当たり前のようなさされるようになった。しかし真に困難なことは国際水準での研究を継続することである。高山はこれまでの研究生生活の中で平均して2年に1本の欧米語論文を執筆してきた。高山はこれを西洋中世史研究者としての自分に課した目標であったと最近になって述懐しているが、必ずしも研究に集中することのできない環境の中でそれを実行し続けたことは不屈の精神のなせる業であろう。本論集に集成された17本の論考と3本の書評はその何よりの証左である。

以下ではその多岐にわたる研究の諸相を、第1部「行政組織と役人」、第2部「権力と統治」、第3部「宗教と異文化接触」および「補遺」という論集の構成に従って4人の評者が概観し、それが中世シチリア史研究に与えた影響のみならず、歴史学研究一般に与え得る知見を提示する。高山が研究生生活の中で体現してきた学問的厳密性は読者を尻込みさせるかもしれないが、その要求を乗り越えることができれば本論集は我々の知的探求の豊かな源泉となり得るであろう。

Part I: Administrative organizations and officials (評者：森本光)

第1部はノルマン・シチリア王国の行政制度と役人に関する5編の論文で構成されており、高山はこれらを通して先行研究の「高度に発達した行政制度」像を覆し、新しい行政制度像を提示した。まず、第1章“*The financial and administrative organization of the Norman Kingdom of Sicily*”でドゥアーナの構造について、第2章“*Familiares regis and the royal inner council in twelfth-century Sicily*”でファミリアーレース・レギス (*familiares regis*) についての新しい解釈を提示し、第3章“*The great administrative officials of the Norman Kingdom of Sicily*”にてそれらの新しい解釈に基づいた高位の行政役人と中央行政組織について論じている。そして第4章“*Amiratus in the Norman Kingdom of Sicily: a leading office of Arabic origin in the royal administration*”では重要な役人の1つであった「アミーラトゥス (*amiratus*)」がどのような変遷を辿ったのかを検討し、最後に第5章“*The administrative organization of the Norman Kingdom of Sicily*”で王国行政の実態と変化をまとめると共に、そのような研究を行うにあたって注意すべき点を提示している。以下においては各章の内容を紹介するとともに、これらの研究を通じて提示されている普遍的な課題について述べることとする。

I. “*The financial and administrative organization of the Norman Kingdom of Sicily*”

まず、第1章“*The financial and administrative organization of the Norman Kingdom of Sicily*”で論じられているドゥアーナは、先行研究ではノルマン・シチリア王国の発達した行政組織の中でも先進的な官僚制の最良の例として位置付けられ、洗練された重層的で専門分化された構造が想定されてきた。これに対し、まず高山はラテン語・ギリシア語・アラビア語の3言語の対応関係を確定する作業を行い、ドゥアーナ・バーローヌムが1168年頃に出現することをつきとめた。そしてその当時の財務行政機構の構造を分析し、ドゥアーナ・デ・セークレーティースとディーワーン・アルマームールはシチリアとカラブリアを管轄し、ディーワーン・アルマームールは日常的業務を、ドゥアーナ・デ・セークレーティースは土地に関わる特別な業務を担っていたこと、それに対してドゥアーナ・バーローヌムは半島部を管轄し、そこで必要とされる業務全般を担っていたことを明らかにした。続いて、このような財務行政機構の形成過程を追うことによって、ドゥアーナが担った管轄区域と業務の違いの背景には地域ごとの歴史的状況の違いがあることを明らかにしながら、高山はドゥアーナ・バーローヌムの成立をもってノルマン・シチリア王国の中央集権体制が完成したと位置付けている。

II. “*Familiares regis and the royal inner council in twelfth-century Sicily*”

続いて第2章“*Familiares regis and the royal inner council in twelfth-century Sicily*”では、高山はノルマン・シチリア王国におけるファミリアーレース・レギスを王国最高顧問団のメンバーと位置付けつつも、この言葉が当初はそのような意味を有してはいなかったことを指摘し、大宰相マイオの暗殺(1160年)後に王国最高顧問団が形成され、その過程でファミリアーレース・レギスはそのメンバーを指すようになったことを明らかにした。この王国最高顧問団のメンバーは混乱期に変動しつつも、総じて王国を構成する世俗諸侯以外の3要素、すなわち聖職者・南イタリア出身の役人・アラブ人役人によって構成され、王国を指導した。このようなファミリアーレース・レギスは先行研究で考えられていたような、国王家政のメンバーの呼称や特権保有者の名誉称号ではなく、王国内で最も権力のある大臣、公式に認知された王国

最高顧問団を指す名称であった。

### III. “The great administrative officials of the Norman Kingdom of Sicily”

そして第3章“The great administrative officials of the Norman Kingdom of Sicily”では以上の新たな行政組織モデルに基づいて、12世紀後半のドゥアーナの主たる行政役人を分析し、先行研究と異なる中央行政の構造を提示した。その構造とは、王国行政の頂点に王国最高顧問団（ファミリアーレス・レギス）があり、執行・行政を司る三つの機関（ディーワーン・アルマームール、ドゥアーナ・デ・セークレーティース、ドゥアーナ・バーローヌム）が第1章で提示された管轄区域と業務を担い、それらを王宮侍従長官と王宮侍従官らが指導する体制であった。そしてドゥアーナ・デ・セークレーティース長官（*magistri duane de secretis*）とドゥアーナ・バーローヌム長官（*magistri duane baronum*）はその名称から想定されるような組織の長ではなく、その高官たちであった。このようなシンプルな中央行政の構造と役人の職務は、先行研究が想定してきたノルマン・シチリア王国の高度に官僚的で先進的な財務行政のあり方とは全く異なっている。

### IV. “*Amiratus* in the Norman Kingdom of Sicily: a leading office of Arabic origin in the royal administration”

第4章“*Amiratus* in the Norman Kingdom of Sicily: a leading office of Arabic origin in the royal administration”ではアラビア語に由来するアミーラトゥスの機能と意味が、いつ・どのように変化していったのかを提示することを通して、変化する行政制度の実態を明らかにしている。最初のアミーラトゥスは1072年にアプーリア公ロベルトゥスがパレルモの管理を任せた騎士の称号であり、飛び地を任された地方役人に過ぎなかった。しかし、パレルモの行政権がアプーリア公からシチリア伯へ移行し、更に伯領の重心がカラブリアからシチリアへ移動することで、パレルモが伯領における最も重要な都市へと変化するに従ってアミーラトゥスの重要性も増していき、シチリア伯の高官が保有する高位の称号へと変化していった。そして王国成立後の1140年までの戦争状態においてはシチリア全体で行政的・軍事的役割を果たし、その後は中央政府の役人の間でアミーラトゥスが大きな権威を保持するようになった。しかし大宰相マイオ暗殺からウィレムス2世治世末期までアミーラトゥス称号は現れず、1187年ごろに再び現れた時にはかつての傑出した地位を失い、海軍提督と有力な官僚のキャリアの末期に与えられる名誉称号に分化した。以上のようにアミーラトゥスは同じ名称で存在しつつも、僅かな期間で機能が意味が変化している。このようなアミーラトゥスの変遷に見られるように、ノルマン・シチリア王国の行政システムと構造もまた常に変化し続けるものであり、それらを議論するためには時代を短く設定し、時代の変化を綿密に分析することが必要であることを高山は強調している。

### V. “The administrative organization of the Norman Kingdom of Sicily”

第1部の最後となる第5章“The administrative organization of the Norman Kingdom of Sicily”では、高山はログリウス1世からウィレムス2世の治世における行政組織の実態とその変化を論じ、行政制度は支配域の大きさ・性格に影響されるものであり、その支配域が王国の成立前後に飛躍的に拡大したため、行政組織はその拡大に応じて次々に変化していったことを明らかにした。そして高山は自身が明らかにした行政制度像と先行研究の違いが生じた理由として、

言語による障壁、王国拡大に伴う変化への配慮の不足、「先進的な官僚制」を期待していた研究者の思い込みを挙げ、それらのために先行研究は高度に専門化した行政機構像を描いてしまったことを指摘している。加えて、高山は新たに提示したノルマン・シチリア王国行政の特徴として、行政制度の急速な変化、高級役人の兼職、中央政府へのアラブ人の参入、シチリア＝カラブリア地域と半島部での2つの異なる支配形態の併存を挙げている。そして結論として、ノルマン・シチリア王国の行政機構は旧支配者の行政制度を基に形成されるか、既存の異なる諸制度を統合したものであるとし、先行研究で想定されたような複雑で高度に集権化・専門化した行政制度ではなく、異なる諸制度の複合体であったとしている。更にこのような行政制度の形成過程は広域支配の成立・中央集権化・国家形成の過程において一般的なのではないかと問題提起しながら、最後に行政制度を研究するにあたって、統治者の支配力の変化に注意しながら、厳密に地域的偏差と時間的変化を検討する必要があることを指摘している。

以上の高山による行政制度と役人に関する研究成果はノルマン・シチリア王国行政制度史においては、先行研究が複雑で高度な専門分化された制度を想定していたのに対し、その制度像を大きく簡素化したと言える。そしてノルマン・シチリア王国史の中に位置づけるのであれば、近代の起源をノルマン・シチリア王国に見出そうとしたり、抜きんで高度に発展したイメージを押し付けるような研究からの脱却に、大きく悼差したと言える。

他方で、高山による研究はノルマン・シチリア王国史、行政制度史に限らない普遍的な課題も提示している。その中でも特に注目すべき課題は、論文中で指摘されていることでもあるが、「時間的な変化」と「地域的な違い」への留意である。特に前者は、史料の数や含まれている情報の乏しい領域の研究においてはとりわけ注意する必要がある。例えば西洋中世の研究においては、ある史料における単語や言い回しの意味が明らかでない場合には他の史料を用いて解釈することとなるが、同時代の史料にそれらの単語や言い回しが現れないなどの理由から、他の時代の史料が援用されることがある。しかしながら、このような手法を用いる際には、無意識的に時間的な変化という要素を捨象してしまっていることを認識しなければならない。また、研究者の意識によって時間的な変化が見落とされる点も指摘しておかなければならない。ノルマン・シチリア王国の研究者たちがその行政機構を「世俗的近代行政の先駆け」と看做し、その起源を自らの専門領域に求めたように、他の地域や時代の研究者もまた自分の研究対象の淵源をより古い時代に求めたり、魅力的と感じる時代と結びつける傾向があるように見受けられる。このような傾向は、ある時代における実態よりも研究者が期待する「あるべき姿」を優先させてしまい、時間的な変化を見落としてしまうことに繋がるであろう。

同様に研究者の意識が、もう一つの課題である「地域的な違い」を考慮する上で障壁となっているように思われる。というのも、ある地域の研究成果が「一国史」に反映され、更に他の地域の研究に取り入れられることがよく見られるが、この過程において、各々の地域で確認されるものは異なるにもかかわらず、「一国」全体で同じものがあつたかのように誤解が生じたり、地域史の研究者が同じものを見出そうとする傾向があるように思われる。このような傾向は地域間の違いを均してしまっていると言えよう。

ここまで2点の普遍的課題について述べてきたが、当然ながら時代や地域を過度に区切るこ

とが必要なのではない。変化や差異を説得的に説明できる範囲において、適切に区切ることが必要である。第1部における高山の諸研究はその好例である。

## Part II: Power and governance (評者：田野崎アンドレア嵐)

第2部には、ノルマン・シチリア王国時代を中心とする南イタリアの権力と統治の様相を、行政制度や宮廷、権力の対立構造といった観点から分析する4つの研究成果が収められている。以下に各論考の概要を述べた後、当該論文集が他の歴史学研究に寄与する可能性について触れ、批評を行う。

### VI. “The administration of Roger I: foundation of the Norman administrative system”

本論文では、王国建国に先立つ伯領時代のシチリアについて、初代の伯となったロゲリウス1世の下での統治の変容過程、ならびにその特質の解明を目的とする。

本稿で高山が強く主張するのは、ロゲリウス1世の統治が1086年頃を境に大きく変容したという点である。ミレートを手中に収めた1058年から1086年頃までのロゲリウスの優先事項は、多くの都市を陥落させて自身の支配下に置き続けることであつたが、独自の統治組織を構築する人的余裕が無く、既存のシステムを存続せざるを得なかつた。しかし1086年に強力なムスリム統治者であつたイブン・ワルドが没し、翌年にアグリジェントとカストロジョヴァンニがロゲリウスの手落ちると、彼は側近集団の形成と統治組織の構築に舵を切つた。1090年代以降の証書の証人欄からは、ノルマン人封建貴族以外に聖職者や役人集団の存在が窺える。中央役人の官職名は主にビザンツ起源のものであり、ギリシア役人がこれらの要職に就き伯の統治を支えていたのである。

1086年頃以降のロゲリウス1世の統治の特質について、高山は2つの点を挙げる。1点目は、征服以前の支配者が保持していた統治手段の積極的な活用である。特にムスリム支配者が作成した土地台帳や住民名簿は、ロゲリウスの土地政策に不可欠な根拠資料となり、またこれらの政策はムスリム時代の地域区分に従って実行されていた。2点目は、中央政府におけるギリシア役人の重用とアラブ役人の不在である。前述のように中央の主要官職はビザンツ起源であり、ロゲリウスも被征服地の法制度の専門家としてギリシア人を多く登用した。一方でアラブ役人は伯の証書の証人欄には登場せず、唯一のアラビア語起源官職であるアミーラトゥスも、専らノルマン人家臣かギリシア人に与えられていたのである。

高山は最後に、伯によるアラブ人排除は意図的であるように見えたとし、アラブ人官僚が中央政府で重用され始めたのはロゲリウス1世死後であると述べる。そして、このアラブ人排除の理由については今後も議論を継続するべきとして、本論考を締め括っている。

### VII. “Central power and multi-cultural elements at the Norman court of Sicily”

次の論文は、ノルマン・シチリア王国時代の宮廷の特徴について、主に最高権力と多文化的要素の側面から検討するものである。高山は本論に先立って、宮廷と君主権の性質は時期によって大きく変わり得ること、ラテン・ギリシア・アラブという3つの文化要素が宮廷においてどのように併存したのかを意識すべきであること、という点を強調している。

まず高山は、王国時代を通して変わらない特徴として以下の2点を挙げる。1つは、国王はみなキリスト教徒でありながら、かつギリシア・アラブ文化の双方に深い造詣を持っていた

という点である。国王たちはギリシア語やアラビア語を解した他、宮廷にもギリシア・アラブ人の哲学者、科学者、占星術師などを呼び寄せ、彼らがもたらす学問や芸術の知識を常に吸収していた。もう一つは、王国時代には既にパレルモが首都として機能していたという点である。王も専ら同地に留まったため、パレルモ宮廷は王国統治の中心である中央政府の役割を常に担っていた。

これに対し、宮廷内の権力構造については、時期によって大きな変化があると高山は主張する。宮廷の最高権力は、ロゲリウス2世期には国王自らが握っていたが、ウィレムス1世期・ウィレムス2世期はどちらも、王国宰相等による一頭体制か、ファミリーレース・レギスという主に3人の高官による集団統治体制となり、王は権力の中枢から退いたのである。また、宮廷におけるラテン系・ギリシア系・アラブ系役人のパワーバランスも、治世によって大きく異なっている。ロゲリウス2世期にはギリシア系が、ウィレムス1世期にはアラブ系が、そしてウィレムス2世期にはラテン系が、それぞれ宮廷で大きな影響力を握っていた。

このようにノルマン・シチリア王国の宮廷は、その位置こそ変わらないながら、内部の権力構造は時期によって大きな変容があったことが分かる。その上で高山は、シチリア王国の宮廷や行政機構は、ムスリム時代・ビザンツ時代の遺産を継承して作り上げられたという点を強調するのである。

#### VIII. “Confrontation of powers in the Norman Kingdom of Sicily: kings, nobles, bureaucrats, and cities”

本論文は、ノルマン・シチリア王国における権力構造を、王・封建貴族・役人・都市等の対立という観点から解明するものである。

高山はまず、宮廷・中央政府内での権力構造の変容に着目する上で、国王と役人らという対立軸に焦点を当てる。前論文でも述べられた通り、ロゲリウス2世期においては、アミーラトゥスを初めとする役人らが一定の影響力を保持しつつも、最終的には国王自らが決定権を握っていた。一方でウィレムス1世期・ウィレムス2世期はどちらも、国王が自身で権力をふるうことはなく、時期によって王国宰相等の単独の人間か、ファミリーレース・レギスと呼ばれる複数人の顧問団に権力が移譲されていたのである。これらの高官にはラテン系・ギリシア系・アラブ系それぞれの出自の者が含まれていたが、少なくとも宮廷内においては、これらの文化の差異が明確な対立軸にはならなかったという。

一方で、どちらもキリスト教徒である国王と封建貴族ら、すなわち中央と地方に目を向けると、そこには明確な対立が見られると高山は述べる。国王が専らパレルモの宮廷に留まり、ギリシア系・アラブ系の役人や学者に囲まれ、それらの言語・文化・学芸に明るかったことと対照的に、ほとんどの封建貴族は半島部の農村部に住み、ラテン・キリスト教以外の文化との接点がほぼ無かった。また、他の君主国のような移動宮廷を持たず、パレルモが首都として機能したシチリアでは、ナポリやアマルフィのような半島部の大都市も、封建貴族とともに反乱に加担し、国王との対立軸を形成することがあったとする。

結論において高山は、シチリア王国の大きな対立構造として、パレルモの王宮にいる国王が、様々な文化的背景を持つ中央政府の役人と共に、専らキリスト教徒である半島部の封建貴族や都市を制御するという図式を描く。強力とされるシチリア王権も、このような宮廷・

封建貴族・都市間の勢力均衡の上でこそ成り立っていたと述べ、本論考を締め括っている。

### IX. “Law and monarchy in the South”

本論考は、中世南イタリアの11～15世紀に至るまでの史的変遷を、ノルマン期・シュタウフェン期を中心に叙述するものである。

高山はまず、南イタリアがラテン文化、ギリシア・ビザンツ文化、アラブ・イスラーム文化という3つの文化圏の狭間であったことを解説した上で、そこにロベルトゥス・グイスカルドゥスとロゲリウス（1世）の兄弟を初めとするノルマン人傭兵らが征服・入植する過程を描く。その後、ロゲリウス（1世）によるシチリア掌握、その息子ロゲリウス2世による1130年のシチリア王国建設を経て、ノルマン人の王による政治的統一体の時代が訪れたことが述べられる。ノルマン・シチリア王国の宮廷や行政機構、統治や外交について詳細に解説された後、ウィレムス2世死後の混乱からシュタウフェン朝へと叙述は続く。

シュタウフェン朝期のシチリア王国については、フレデリクス2世による秩序の回復、ノルマン時代の行政機構の継承に焦点が当てられた後、彼が神聖ローマ皇帝を兼ねたことで、シチリア王国が北イタリア＝ドイツという政治圏に組み込まれていく過程が描かれる。そして1250年のフレデリクスの死後、解体された王国がアンジュー家のカールスの下で1266年に統一されながらも、行政の中心がナポリへと移されたことや、シチリアがほぼラテン・キリスト教徒の住む島となったことが言及され、1世紀前の王国から完全に変容したことが強調されている。そして最終的には、1282年のシチリアの晩禱を経て、アラゴン王家の支配するシチリアとアンジュー家の支配する半島部とに政治的に分断され、以降の南イタリアは「2つの王国」としての時代を歩むことになったのである。

高山はこのように叙述する中で、中世の南イタリアを単にギリシア・アラブ文化との窓口である「ヨーロッパの辺境」と看做すことや、あるいはイタリア（国家）史の文脈で「イタリアの過去の栄光」ないし「イタリア統一の障害」として語る傾向に対し異議を唱える。陸にのみ目を向けてヨーロッパやイタリアという地理的な枠組みに抑え込むのではなく、むしろ「地中海（世界）の一部」と捉えてこそ、中世の南イタリアはその歴史を理解することができる、高山は強く主張するのである。

以上のように、高山は第2部の4つの論考を通して、シチリア王国ないしパレルモの宮廷には、ラテン・ギリシア・アラブという3つの文化が併存するという特質があったことを強調している。また、これらの論考でも示されているが、他国から宮廷を訪れた聖職者、そしてヨーロッパ各地を出身とする王妃たちのように、宮廷にはラテン・キリスト教圏の異邦人も少なからず存在した。このような聖職者や王妃たちは、時として中央政府で権力を握り、国政に大きな影響力を有している。よって、第2部で示されたパレルモ宮廷の権力構造についての研究成果を参照し、ラテン・キリスト教圏の異邦人に着目することで、同時代の他君主国の研究や他分野の研究に援用することが可能となる。

例えば、ウィレムス2世治世の初め、母后マルガリータの摂政期にシチリアを訪れたプロワのペトルスは、異邦人聖職者の一例である。フランス生まれでルーアン大司教付きの書記官であったペトルスは、大司教の縁者であったマルガリータによってシチリア宮廷に呼ばれると、王璽管理官（sigillarius）かつ年少の王の教育係として、宮廷で影響力を保持した。こう

してペトルスは、1167-68年のシチリア宮廷におけるフランス人聖職者集団の一員として、摂政母後のイニシアチブで新たに作られた権力構造の中枢に加わったのである。この後ペトルスはイングランド宮廷に移り、王の嗣子の教育係や母後の書記官として活躍するが、彼の抱く王の理想像や王の教育係としての使命感は、シチリアで醸成されていたのである。このように異邦人聖職者に着目することで、パレルモ宮廷を聖職者のキャリア形成の場として捉えることが可能である。こうして第2部の成果を、宮廷間を越境する聖職者ネットワークの研究に援用できるのである。

王妃の例としては、ウィレム2世の王妃であるヨハンナが挙げられる。彼女はイングランド王ヘンリクス2世の末娘であったが、王妃選定にあたっては、パレルモ宮廷内での意思決定や、並行して行われたビザンツ帝国や神聖ローマ帝国との婚姻交渉等、多くの内的・外的要素が関わっていた。また、ヨハンナ自身は権力を握らなかったものの、彼女に設定された寡婦産が後のタンクレドゥス王とイングランド王リカルドゥス1世の政治的軋轢を生み、王国に深刻な打撃を与えることとなった。よって王妃への着目により、彼女たちを軸とする政治的・文化的・経済的ネットワークの場としてパレルモ宮廷を理解し得る。このように第2部の成果は、王妃を中心として宮廷間・宮廷内の権力構造を捉えるクイーンシップ研究にも活かせるのである。

第2部における4つの論考は、高山の長年にわたる研究成果の心臓部として、ノルマン・シチリア並びに中世南イタリア史研究における必読文献であり、王国・宮廷の権力構造や多文化的側面を理解する上での詳細な知識と豊かな視座を我々にもたらす。更に、様々な背景を持つ人物が集うパレルモ宮廷という文脈から、シチリア史に留まらない他地域・他分野の歴史学研究への援用可能性をも持つのである。

### Part 3: Religions and cross-cultural contacts (評者：望月滯)

第3部 *Religions and cross-cultural contacts* は、主にシチリアに於ける宗教・文化的な交差を取り扱った4本の論文を収録している。これら4本の論文が扱うテーマはそれぞれキリスト教徒とムスリムの共存、フレデリクス2世の十字軍の評価、移住が持つ意味、シチリアの農民区分と、種々雑多な様相を成しているが、各章の分析に共通するものとして、既存の研究史が自明としてきた枠組みを疑い鮮やかな筆致で再構成する筆者の姿勢を十分に見ることが出来る。

#### X. “Religious tolerance in Norman Sicily? : the case of Muslims”

シチリアに於けるキリスト教徒とムスリムの関係を扱う第10章の“*Religious tolerance in Norman Sicily?: the case of Muslims*”からは、既存の研究にて自明視されてきた「寛容」の意味を再定位する必要が示される。研究史上、キリスト教徒とムスリムの間の高度な平和的共存が実現し「寛容」の地として称揚されてきたシチリアであるが、確かにムスリムに対する友好的な態度を示す史料が存在する一方で、彼らの置かれた従属民としての厳しい状況を同じ史料が示している。果たしてシチリアに「寛容」は存在したのか。この問に対して筆者は、統治の面に於いては征服の前後で大きくムスリムの置かれた立場が変わっていないこと、行政に於いてはアラブ人が初め中央から排除されていたがウィレム1世の治世以来その影響力を拡大していったこと、その一方で、様々な形でムスリムには圧力が加えられていたようであり、



彼らは1300年を最後にシチリアから姿を消すこととなることを示し、「寛容」と呼ばれるものの実態が重層的であり、一意に判断し得ないものであることを明らかにした。この分析は「寛容」概念が持つ主観性とその言葉によって表現される他者と自己の関係に対する認識を、我々に問い返すだろう。

#### XI. “Frederick II’s crusade: an example of Christian-Muslim diplomacy”

第11章の“Frederick II’s crusade: an example of Christian-Muslim diplomacy”は、十字軍史の中で唯一流血を伴わなかったフレデリクス2世の十字軍の評価をめぐる論考である。彼とエジプトのスルタンたるカーミルとの交渉は、研究史上単なる一つの挿話として扱われてきたが、シチリアとイスラーム君主の長期にわたる外交関係的一幕として位置づけられるのではないか。そのような再評価を提言する本論文では多くの年代記の叙述を用いて、フレデリクス2世の十字軍の実現に対する大きな契機と見られている11267年のカーミルとの接触が実際にはより以前からあったカーミルとの軍事協力を念頭に置いた交渉の1つであったことを明らかにする。この外交関係は十字軍の後も、そしてシチリアとエジプトの君主が交代した後も続いていくこととなったことに鑑みて、フレデリクス2世の十字軍を既存の十字軍研究の文脈ではなく地中海世界をめぐる外交関係の文脈に位置づけることは、複数の世界の境界に位置したシチリア、そして十字軍の時代の地中海世界をより深く洞察する示唆を我々に与えるだろう。

#### XII. “Migrations in the Mediterranean Area and the Far East: medieval Sicily and Japan”

続く第12章の“Migrations in the Mediterranean Area and the Far East: medieval Sicily and Japan”は、移住なる概念が持つ歴史的意味を問う論文である。移住は古今東西を問わず見られる現象の一つであるが、その性質は規模や移住先社会との関係を見ても千差万別である。この章で筆者はシチリアと日本列島への移住を比較し、移住が社会にもたらす効果を考える。分析は、地理的重要性と周辺国家との外交関係が征服先、即ち移住先としての魅力を決定づける大きな要因であったことを明らかにする。地中海中央に位置し戦略的拠点であったシチリア島は、度々征服先となり同郷者からの移住によって民族構成の多様化が起こった一方で、征服の前後で統治の枠組みは大きく変更されず、諸集団が併存する社会が構築された。地理的に重要でない極東の日本は小規模に留まり、同化を余儀なくされることとなった。そして小規模であったが故に、秩序構造にも然したる影響を与えることにはならなかった。勿論、分析の際に地理的枠組みと社会集団が一致するとは限らないということには十分留意すべきであるが、この比較史的成果から学ぶべきことは移民史を専門としない研究者にとっても多いだろう。

#### XIII. “Classification of villeins in medieval Sicily”

第3部を締めくくる第13章の“Classification of villeins in medieval Sicily”では、シチリアに於ける農民の区分の再考を迫る論考である。19世紀以来の研究に於いては、人格的に奉仕義務を負う農民層と土地保有により奉仕義務を負う農民層の2つが存在すると考えられ、今日の研究でも多少の変更を加えつつこれは維持されてきた。しかしこの分類は史料的偏向、用語と東ローマ帝国の法制度からの類推に基づく点で危うさを持つ。この章では、ジェレミー・ジョンズ(Jeremy Johns)が対概念と看做す「粗野な人/非登録者 *muls*」「洗練された人/登録者 *hursh*」を再検討し、文書史料に併存して用いられているギリシアとの意味の重なりと文書の

構成から *mul* は「未記入」を意味することを、一方の *hursh* は残存史料の少なさと関連語の多様さから意味が確定し得ないということを明らかにする。以上の分析から、この2つが単なる文書作成上の作業用語であったという見解が提示され、用語や他の地の法制度を基とする類推に支えられ、これまで伝統的に受け入れられてきた農民の枠組みに関する再考を促すこととなる。史料に対する方法論と先行研究の枠組みに対して我々歴史家が採るべき態度について、この章は一つの模範的指標を与えるだろう。

このように第3部では、主に「寛容」「移住」「階層区分」といった作業概念に焦点を当てた研究が多く所収されている。特に寛容と農民の区分に関する2つの研究は、一見簡明、精緻かつ説得的な形式で整理されるものとして先行研究に於いて自明のものとして受け容れられてきた概念と枠組みについて、一次史料に基づく再検証を以てそれが実は類推や研究者自身が対象概念に対して持つ先入観、或いは「思想」に影響されていることを明らかにする。この指摘は歴史学研究に於いて極めて重要な意義を持つことは改めて言うまでもない。では翻って我々はこの指摘をどのように自らの研究に活かし得るか。ここでは、「寛容」や「移住」といった作業概念をどのようにすれば適切に扱い得るか、という点を考えてみたい。

「寛容」論文の結論にて筆者はヘンリ・カメン(Henry Kamen)の『寛容思想の系譜』を取り上げ、次の様に評する。即ち「寛容概念に内在するこの曖昧性と主観性の問題は、とりわけ寛容概念そのものを考察したり、寛容思想を扱う時により露わになってくる。[中略]どのような言説を寛容と看做すか、どのような系譜を見出すかについては、著者の恣意性が強く作用していると言わざるを得ない」(本書176頁)。「寛容」にせよ「自由」にせよ我々は往々にしてそのような概念が歴史の中に存在したり、或いは少なくともその起源となるようなものが見いだされ得ると考えがちである。この思い込みはその概念が現代社会に於いて当為ないしは所与の価値であればある程強くなる。だが、そもそも我々はその概念を十分に理解しているだろうか。所与のものとして不問としている部分が多いということは、問われず解明されていない部分が多く、かつその部分を使用者が各々随意に——それも他者には見えない形で——補っているということを含意する。その様な不安定極まりない概念を、時間と空間の両面で大きく隔てられた史料から何らかの確かなことを導き出そうという歴史学の試みに無批判に持ち込むことは、本質的に危険を孕むものである。

勿論、それら概念の未解明な部分を解明する為には、歴史的な問いの形式も必要とされる。思想史・観念史といった研究諸分野の業績を否定する意図は勿論筆者にはないだろう。しかしそれらの問いは常に現代的な意義付けに規定されるだろう。シチリアの事例からは「我々が思うところの「寛容」について、シチリア人はこのように述べている」という形でしか確かなことは言えない。そしてこの言明からは「過去の事例を参照にした上で、私が思うところの「寛容」について私は現代的にこのように考える」という知見を得るに過ぎない。勿論この知見自体は極めて有意義な知見であることは断っておかねばなるまい。ただその価値が歴史的というよりかは現代的であるという、性格上の差である。その知見はあくまで現代的であり、歴史に於いてその実態があったという確証にはつながり得ない。我々は中世シチリアでなく現代に生きている。

従って、我々は「寛容」などの概念に対しては相当なまでに慎重にならなければならない。特にそれそのものについて言明しようとするならば、一研究者の手には余るものとなるだろう。

う。或いは筆者が示唆するように、その概念そのものではなくあくまで他の問題、例えば「アイデンティティ」或いは集団への帰属意識の問題、「他者認識」の問題を解くために用いられる作業概念として用いるべきだろう。この、一見すると或る種「当たり前」にも見える姿勢を貫くことが実はどれだけ困難であるかは、所収論文に並べられている先行研究が辿ってきた道を見れば容易に理解できるだろう。歴史家に課された姿勢が如何なるものか、その姿勢を自身が保ち得ているか、そういった反省を我々に促すものとして、この第3部は読まれるものである。

### Appendixes (評者：佐野大起)

ノルマン・シチリア王国に関する論考を中心とする本書に鮮やかな彩りを加えているのは、3つのパートからなる Appendixes (補遺) である。Appendix I はノルマン人による征服以前のシチリアを支配したムスリムに関する研究成果2本、Appendix II は中世フランスの国制に関する論文2本、そして Appendix III は書評3本である。以下、このうち III については割愛し、I および II について、概要および行論を整理し、簡潔に批評を述べる。

#### Appendix I: Islamic Sicily

##### I-1. The Aghlabid governors in Sicily, 827–909 – Islamic Sicily I

##### I-2. The Fatimid and Kalbite governors in Sicily, 909–1044 – Islamic Sicily II

9世紀から11世紀にかけて、シチリアはイスラーム世界の一部であった。この時期のシチリアは、順にアグラブ朝、ファーティマ朝、カルブ朝によって支配され、アラビア語でカーディー (*qādī*)、アミール (*amīr/āmil*)、またはワリー (*wālī*) と呼ばれる総督が置かれた。しかし、高山が述べるところによれば、こうしたイスラーム総督のリストを「利用可能な史料に基づいて可能な限り完全に作成しようとする試みを行った者は誰もいな」かった (本書241頁)。Appendix I に収録された2本のリストは、こうした問題意識の上に高山が作成したイスラーム総督の一覧である。それぞれのタイトルが示す通り、1本目はアグラブ朝のイスラーム総督を、2本目はファーティマ朝とカルブ朝のイスラーム総督を一覧化している。各個人のセクションでは、イスラーム総督に任命された時期、没年、史料情報が簡潔にまとめられている。

ある特定の地域・時代における支配者の一覧というものは、対象世界の歴史を俯瞰的に見ることを可能にするものであり、全ての歴史研究の柱となるものである。リファレンスとしても有用性の高いこれらのリストは、研究文献の中で引用されている以上に、多くの研究者たちの座右で彼らの研究を支えているに違いない。

#### Appendix II: Medieval France

##### II-1. Kingdom and states in medieval France

中世フランスに関する1つ目の論文は、中世フランスの政治的枠組みの変動を巡る近年の学説を概観・検証するとともに、「国家」という概念について考察するものである。

まず第1節において、高山は中世フランスを巡る2つの大きな伝統的学説を紹介する。1つはランケ以来の最古の学説で、中世フランスは人間の関係に基づいたものに過ぎず、「国家」と呼び得るものが生まれるまでには15世紀末のイタリアを待たねばならなかったとするもの。今一つは、中世フランスは近代フランスの直接の起源であるとするものである。

これらに対し、第2節では近年の学説を紹介している。如上の2つの伝統的学説は今日でも十分有力と見られているが、近年さらに有力とされているのは、中世フランスはシャルルマーニュ以来の公権力が一度分解し、新たに編成し直されてゆく過程とする見方である。それによれば、10世紀から11世紀は分解の過程であり、12世紀から13世紀は再統合の過程である。そしてこれらの分解と再統合は、それぞれさらに2段階に区分することができる。こうした近年の学説の特徴は、フランス王国の下位の政治的・地理的枠組みであるところの公領・伯領を「領邦」と呼び変え、それらを王国に代わる国家的構成体として認識する点である、と高山は評価する。

第3節では、以上の近年の学説を検証する。高山はまず、「領邦」という言葉を用いることにはいくつかの重要な利点があると説く。例として、この時代の国家としての政治的枠組みが、実際には王国ではなくその下の公領や伯領であったことを明確にできるという点。また、当時のフランスが王権の下に統合された一つの国家ではなく、様々な国家のモザイクであったことを認識できる点である。しかし一方で、無視することの出来ない問題もいくつか指摘できると高山は述べる。第1に、領邦の形成・分解が生じた過程および時期について、研究者間で見解の相違があること。第2に、12世紀に再統合を始めた領邦は、実際には王領、ブルゴーニュ公領、アンジュー伯領、そしてシャンパーニュ伯領しかないこと。第3に、王権の指揮の下に諸領邦が統合したとする理解は誤りで、実際にはアンジュー伯領が指揮したということである。こうした問題から、我々は近年の学説をその通りに受容することは出来ない。以上の学説の背景には、西フランク王国から19世紀フランスに至るまで同一の地理的・政治的枠組みが続いたとする思い込みがあり、それを払拭する必要がある、と高山は主張する。

それでは、中世フランスに「国家」は存在しなかったのであろうか。第4節において、高山は「最終的な強制力」(the ultimate power of enforcement)という言葉を持ち出し、この問いを論じる。確かに、当時のフランス全体や王国は国家としては機能していなかった。しかし、「最終的な強制力」を行使することの出来る政治単位を「国家」と定義するならば、10世紀と12世紀のフランスに多数存在していた領邦は、まさに「国家」であると高山は語る。

結論として、「国家」はあくまでも重層的に存在する地理的・政治的枠組みの間を移動する「最終的な強制力」の所在に応じて容易に変動し得るものであり、これは現代社会にも適用し得ると高山は述べる。その具体例として高山が言及しているのは、1990年代におけるソヴィエト連邦の崩壊とヨーロッパ諸国のEUへの統合の動きであり、これはもちろんオリジナルの論文が刊行された当時の情勢を踏まえたものである。しかしながら、本稿が論文集の一部として再び刊行された2019年、そして評者がこれを執筆している2022年3月現在、「国家」とは何かという問題について考えることの重要性がますます喫緊なものとなっていることは事実である。「我々はしばしば自分たちの国家を近代国民国家、つまり、あらかじめ領土・主権・構成員が決まっている国家と看做す。国境が変わることはあっても、国家は永遠に続くものと考えがちである。しかし、10世紀から12世紀のフランスに見られるように、国家とは変動し得る単位なのである」(本書272頁)。1997年に高山が本稿を日本語で最初に発表して以来、我々を取り巻く世界は劇的な情報化・グローバル化を遂げた。今や我々は、自身が生活する地域や国だけでなく、世界中で何が起きているのかを、自らの手で、かつリアルタイムで知ることができる。その中で我々一人ひとりが今日の社会とその未来について考え、

自ら行動してゆくことの普遍的な責務というものを、本稿は四半世紀の時を越えて雄弁に唱えているのである。

## II-2. The local administrative system of France under Philip IV (1285–1314):

### *baillis and seneschals*

前論文が中世フランスに関する概念的な問いを扱うものであったのに対し、2本目の本稿は純粋に制度的な問題を主題とする。すなわち、フィリップ4世治下フランスの地方役人であったバイイ (*baillis*) とセネシャル (*seneschals*) について、従来ほとんど実質的に同一と看做されてきた両者の間の本質的な相違を明らかにするものである。

フィリップ4世期のフランス王国は、大きく37の行政区画に分けられていた。そのうち概ね北半分はバイイが管轄するバヤージュ (*balliages*) と呼ばれ、南半分はセネシャルが管轄するセネショセ (*sénéchaussées*) と呼ばれる。本稿第1節は、このうちバヤージュの行政制度を概観する。バヤージュは、バイイの属官の種類に応じてさらに2区分することができる。すなわち、バイイの属官をヴィコント (*viscounts*) とするノルマンディーと、属官をプレヴォ (*prévôts*) とする旧王領地、シャンパーニュ、オーヴェルニュである。これらの地域は、さらに細かく分類することができる。例えばノルマンディーは、ヴィコントが管轄するヴィコンテ (*viscounties*) に区分され、それらヴィコンテはさらにセルジャン (*sergents*) が管轄するセルジャントリ (*sergenteries*) に区分される。一方、バイイの属官をプレヴォとする諸地域では、原則として行政区画はプレヴォテ (*prévôtés*) に区分される。

第2節は、セネショセの行政制度を概観する。セネショセの特徴は、セネシャルの属官として、プレヴォに加えヴィギエ (*viguiers/vicarii*)、バイル (*bayles/baiuli*)、裁判官 (*juges/judices*) が存在したという点である。このうち、ヴィギエは主に軍事面でセネシャルの業務を代行し、バイルは財務と警察業務を、そして裁判官は司法を管轄した。

第3節は、以上に見たバヤージュとセネショセの比較を行う。高山によれば、第1に行政制度の面において、セネショセの方がバヤージュよりも遥かに複雑かつ非均質な傾向が見られる。第2に長官の性質に関して、王の代理としての性格が強いセネシャルの方が、ほとんど文官に近いバイイよりも有する権限が大きい。第3に財務に関して、セネショセの方がバヤージュよりも非厳格かつ非効率的に運用されている。これらから見えてくるのは、南部のセネショセが治安維持や軍事防衛に主眼を置いているということである。当時のフランス王国南部は、イングランドやアラゴンと隣接しており、政情の不安定な地域であった。また、最近になって王領地に組み入れられた地域が多く、首都パリからも離れているため、国王の権威が弱い傾向にあった。バヤージュとセネショセの間の相違は、まさにこうした事情を表すものである、と高山は説く。

結論の中で高山が主張するところによれば、以上に見たのは決して小さな偏差ではなく、また北部と南部の間の社会状況の違いに起因するものでもない。むしろ、支配の有り様の違いを反映するものであるという。端的に言えば、北部は王が直接管理する地域であり、その役人は王権を質的に分配され、それぞれが専門的な財務・司法を担当していた。一方、南部は王の管轄外にあり、全権を役人に委託している状態であった。最後に高山は、こうしたバイイとセネシャルの相違を意識することは、中世フランスにおける広域支配の成立過程を

見る上で重要であると述べて論考を締め括っている。

本稿で見られたフィリップ4世期フランスの地方行政の特色は、高山が長年に亘り取り組んできたテーマの1つである比較制度史の視点から眺めることで、さらに鮮明に浮かび上がる。ここでは、比較対象の例としてビザンツ帝国を取り上げてみたい<sup>1</sup>。フィリップと同時代の皇帝アンドロニコス2世パライオロゴス治下（1282–1328年）のビザンツ帝国は、財政難、国土の縮小、相次ぐ叛乱などの言葉を以て形容される、一言で表すならば衰退期であった。この時期のビザンツ地方行政には、フランスのそれとの共通点を1つ指摘することができる。すなわち、個別の情勢に応じて、各地域に置かれたトップの権限や職掌の間に差異が見られるという点である。皇帝よりも地元の人間の方が事情をよく知っている孤立した島嶼部などでは、ケファレ (*κεφαλή*) と呼ばれる地方行政長官に比較的大きな司法権が委ねられていた。これに対し、恒常的な対外危機に曝されていた小アジア地域においては、ケファレの業務としては軍事が期待されていたのである。

一方、フランスとの大きな相違点として、ビザンツ地方行政では役人の職務がさほど厳密に分けられていないという点を指摘できる。これは、国土が縮小を続ける中で、もはや体系的な地方行政制度を構築する必要が失われ、むしろ皇帝との個人的な信頼関係に基づくフレキシブルな体制が求められていたことを示唆している。謂わば、フィリップ4世治下のフランス地方行政が広域支配の成立過程を映し出しているとするならば、アンドロニコス2世治下のビザンツ地方行政は、公権力の縮小過程を映し出すものである。

本稿は、ノルマン・シチリア王国史を関心の主軸とする高山の広範な専門性を示すとともに、制度というものを精査することで見える統治の実態、そしてそれを比較史の枠組みで理解しようとする視座が切り拓く歴史学研究の可能性を我々に教えている。

※一部誤字・脱字がありましたので訂正いたしました(5/22)

---

<sup>1</sup> アンドロニコス2世期ビザンツ帝国の地方行政については、主として以下を参照。L. Maksimović, *The Byzantine Provincial Administration under the Palaiologoi* (Amsterdam, 1988); A. Kontogiannopoulou, *Η εσωτερική πολιτική του Ανδρονίκου Β' Παλαιολόγου (1282–1328): Διοίκηση – Οικονομία* (Thessaloniki, 2004), 134–205.